

# 議案第 96 号 姫路市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

## 1 改正の理由

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年姫路市条例第31号）の制定にあたり、「身体拘束等が虐待につながる可能性がある」等の指摘を受け、虐待防止に関する規定を追加したことを踏まえ、他の社会福祉施設等の基準条例についても、第3回定例会において同趣旨の改正をするもの

## 2 改正の内容

次の条例について、虐待防止に関する規定を追加する。

- (1) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
- (2) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (3) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (4) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (5) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (6) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
- (7) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
- (8) 姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条及び第34条関係）
- (9) 姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
- (10) 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (11) 姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (12) 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (13) 姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (14) 姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第2条及び第45条関係）
- (15) 姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（第2条及び第44条関係）

- (16) 姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条及び第43条関係）
- (17) 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第6条関係）
- (19) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
- (20) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第6条関係）
- (21) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第6条関係）

### 3 施行期日

公布の日から